

日本学生支援機構 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生に対する緊急対応

日本学生支援機構より新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消しを受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず修業年限を超えて在学することとなった者や、これを機に、休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者に対して、新たな支援を実施することのお知らせがありましたので、下記のとおり募集を行います。

申請を希望する人は、次の内容を記入したメールを **令和2年12月18日（金）12時まで** に送信してください。
メール受信後、手続きに必要な様式等についてお知らせいたします。

件名 : JASSO 緊急対応申請希望

本文 : (1)学籍番号, (2) 氏名, (3) A~Dのうち希望する支援の名称 を必ず記入すること

※ C又はDの申請希望者は、あわせて「申込冊子等送付先の住所」も記入してください。

送信先: 東京大学本部奨学厚生課 奨学チーム

syougaku.adm[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp ※ [at]を@に置き換えてください。

A. 第二種奨学金（有利子）の貸与期間延長（最高学年の学生対象）

● 対象学年：最高学年

● 対象者の要件：次の①～③の全てを満たす者

① 令和2年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている者

※ 令和2年度の途中で貸与終了する者を含みます。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて引き続き在学することとなった者（卒業・修了する者は対象外です）

③ 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

● 延長期間：最大1年延長

※ 既に「第二種奨学金貸与期間延長願」により貸与期間の延長を受けている場合、延長できる期間は通算して最大1年です。

B. 第二種奨学金（有利子）の継続貸与（休学中の学生対象）

● 対象学年：全学年

● 対象者の要件：次の①～③の全てを満たす者

① 令和2年度に第二種奨学金の貸与を受けている者

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者

※ 令和2年4月以降、既に休学し当該活動を行っている者も対象です。

※ 申請時において既に復学し、令和2年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。

③ ②の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

※ 「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります（アルバイトは除く）。

● 貸与期間：活動を開始した月から最大1年間

※ 活動期間終了後も引き続き休学する場合は、奨学金は休止となります。

※ 当該休学期間における継続貸与期間は、最大1年間です。活動開始期間開始年月から1年を超えて休学する場合は、奨学金は休止となります。

次ページへ続く

C. 第二種奨学金（有利子）の新規貸与（休学中の学生対象）

- 対象学年：全学年
- 対象者の要件：次の①～④の全てを満たす者
 - ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること
 - ・ 第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を満たしている必要があります。
 - ② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
 - ③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度（2020年度）中に休学しボランティアに参加する等（学
びの複線化）の活動を行っている学生等
 - ・ 推薦時に当該活動を行っていなくとも、令和3年3月までに休学し当該活動を開始する者も対象です。
 - ・ 申請時において既に活動が終了し、令和2年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。
 - ④ 当該休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義で
あること（アルバイトは除く）、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者
- 貸与始期：当該休学期間における活動開始年月（令和2年4月～令和3年3月）
 - ※ 活動開始年月が令和2年3月以前であっても令和2年4月が貸与始期となります。
 - ※ 活動開始年月が令和3年4月以降の場合は、申し込むことができません。
- 貸与終期：原則として卒業予定期
 - ※ 当該休学期間における貸与期間は、最大1年間です。
 - ・ 貸与始期から1年経過後において、引き続き休学する場合は、奨学金は休止となります。なお、復学後に復活を
希望する場合は、異動手続きにより奨学金の再開を願い出ることができます。
 - ※ 当該休学期間後に卒業予定期が延長となる場合は、当該事由による第二種奨学金貸与期間延長手続きを行うこと
により、最大で1年間貸与期間を延長することができます。
 - ※ 当該休学による貸与期間は、修業年限に入ります。
 - ※ 貸与中に奨学金が不要となった場合は、辞退の手続きが可能です。

D. 緊急特別無利子貸与型奨学金

- 奨学金概要：
第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子（0.0%）にて貸与するもの。
- 対象学年：全学年
- 対象者の要件：次の①～⑤の全てを満たす者
 - ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること
 - ※ 家計基準は、日本学生支援機構で確認します。
 - ② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
 - ③ 家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間150万円以上ではないこと）
 - ④ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
 - ⑤ 学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（新型コロナウイ
ルス感染症拡大前により50%以上減少）したこと
- 貸与期間：令和3年1月～3月（令和2年度限り）
 - ※ 初回交付日は令和3年2月10日（水）（予定）です。

問い合わせ先 ※ お問い合わせはメールで受け付けています。感染症拡大防止のため交代制在宅勤務を実施中です。

東京大学本部奨学厚生課奨学チーム 奨学金担当

Mail: syougaku.adm[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp ※ [at]を@に置き換えてください。

平日9:00～17:00（土日祝日、12/28～1/4を除く）

令和2年12月14日

本部奨学厚生課